

# 安全配慮義務セミナー

～請負人にも安衛法が適用に！～

## 配慮義務の範囲は拡大

数年前、新入社員(当時24歳)が過労自殺し、労働基準法違反容疑で大手広告代理店が送検され、社長が責任を取って辞任し、「働き方関連法」制定のきっかけとなりました。

会社は、労働者が安全・健康に働ける環境を整備する「安全配慮義務」を負っていますが、企業が安全配慮義務を怠ったことが理由で労災が発生した場合、損害賠償請求の対象となります。

近年の裁判例においては、その義務の範囲が「**拡大化**」の傾向にあります。

## 安衛則等の改正

「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和3年5月に出され、**労働安全衛生法第22条の保護対象は労働者以外の一人親方等請負人にも及ぶ**とされました。

厚生労働省は、労働安全衛生規則等を改正し、来年4月から労働者と同じ場所で働く労働者以外の請負人等に対しても、配慮や周知が義務付けられます。

本講習では、現場を熟視した元労働基準監督官が企業の果たすべき健康配慮義務について分かりやすく説明して頂きます。



- 日時 令和5年3月16日(木) 午後1時30分～4時30分(3時間)
- 会場 エル・おおさか南館11階 当連合会常設会場
- 内容 ① 労働契約法における「労働者の安全(健康)への配慮」について  
② 一人親方等及び労働者以外の人に対する措置の義務化について 他
- テキスト わかりやすい労働衛生管理(産労総合研究所発行) 等
- 対象者 経営者、管理・監督者、指揮者 等
- 講師 元労働基準監督官、社会保険労務士
- 受講料 会員7,000円(当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方)  
(消費税込) 一般8,000円(その他の事業場所所属の方)
- 申込要領
  - 1 当会のホームページトップ画面の「[インターネット予約](#)」からお申し込みいただき、申込後14日以内に受講料を銀行に振り込み願います。
  - 2 入金が確認できましたら受講票をFAX送信させていただきます。申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません。

【公式】LINEはじめました！友だちになって最新情報をGETしよう



はじめました



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F  
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>

